

岐 阜 県 公 報

第 二 百 七 十 号
令 和 四 年 一 月 二 十 八 日
(金 曜 日)

目 次

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 指 導 課)	四 五
告示		
救急病院及び救急診療所の認定に関する告示の一部改正	(医 療 整 備 課)	四 五
知事指定薬物の指定の失効	(業 務 水 道 課)	四 六
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 課)	四 六
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	四 七
選挙管理委員会告示		
訂正願が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表	(選 挙 管 理 委 員 会)	四 七
公 示		
介護保険指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止	(高 齢 福 祉 課)	四 八
介護保険指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止	(同)	四 八

規 則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「基づき」を「より」に改め、「災害により滅失した住宅」の下に「に代わる住宅」を加え、「住宅が」を「住宅に代わる住宅を」に、「第二条」を「第二条第一項」に、「にできるもの」を「内に建築する場合」に改め、「とする。」「及び」「構造計算適合性判定加算額を除く。」「を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二十二号

救急病院及び救急診療所の認定(令和元年岐阜県告示第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

令和四年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

表木沢記念病院の項中「木沢記念病院」を「中部脳リハビリテーション病院」に改める。

岐阜県告示第二十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 一 (一) (四) プロモフェニル(エチル)ピペリジン 四 イル 一・三 ジヒドロニHベンソ「d」イミタゾール ニ オン及びその塩類 (通称 B r o r p h i n n e)

- 2 五 (シクロヘキシルメチル) ニ (ニ) フェニルプロパン ニ イル ニ・五 ジヒドロ一Hピリド「四・三 b」インドール 一 オン及びその塩類 (通称 C U M Y L C H M E G A C L O N E、C U M Y L C H M E G A C L O N E、C H M S G T 一五)

- 3 メチルニ「七アザ一 (五) フルオロベンチル) 一 H インドール 三 カルボキサミド」 三・三 ジメチルブタノアート及びその塩類 (通称 五 F M D M B P 7 A I C A)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

令和四年一月二十九日

岐阜県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 (一) 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

- 揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字水洞一五六一、一五六七、一五六八、一五七〇、一五七九、字足谷一七八七から一七九〇まで、一七九一の二、一七九二、一七九四、一七九九、一八一六、一八一八

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定実施要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(二) 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

- 揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字火洞一七六四から一七六六まで・一七八六の二 (以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字水洞一五五三の二、一五五七、一五五八、字下樫一五九〇の二、一五九〇の三、一五九二の二、一五九二の三、一五九二の四、一五九三の二、一五九四、一五九六、一五九七、一六〇〇、一六〇二、一六一七から一六一九まで、一六二六、一六三八、一六四一から一六四六まで、一六四九から一六五三まで、一六五六の二、谷汲高科字隠谷七九〇の二、字美ヶ谷八〇二の九七、字隠洞八〇六の二、八〇六の二、字灰洞八一九

- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字火洞一七八六の一（次の図に示す部分に限る。）、字隠洞八〇六の一八、八〇六の一九、字灰洞八一九
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分） 1 2 政党（国会議員関係政治団体以外の団体）中

岐阜県 岐阜市 支部	H27. 3.26	9,568,540	7,123,207	2,445,333	1,495,906	8,072,634	0	0	500,000	0	0	500,000	0	500,000	0	1,944,200	1,133
岐阜県 岐阜市 支部	H27. 3.26	12,468,540	7,123,207	5,345,333	1,495,906	10,972,634	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,344,200	1,133

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
一般 国道	百五十八号	高山市丹生川町日面字殿平六 九九番一五地先から 同市同町同字あしほ ぎ六九〇番二地先まで	二・三	令和 四・一・六	令和 三・二・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその要旨を公表する。

令和四年一月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

に

を

改める。

政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年分)〔寄附の内訳〕1 2 政党(国会議員関係政治団体以外の団体)中

「血田田中強政経理士事務所」

画 人 足 立 勝 利

250,000 岐阜県市 政務原市

” ” 松 岡 正 人

250,000 岐阜県市 政務原市

を記す。

公 示

介護保険指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第七十八条の規定により次のとおり公示する。

令和四年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力の停止の内容	指定の一部の効力の停止の期間	サービスの種類
株式会社グロバル総合研究所	シンシア高山 高山市曙町四丁目一丁目一番地	一 新規利用者の受入れを行うことができないこと。 二 介護報酬請求の上限を七割とする(報酬を三割減額する)こと。	一 令和四年二月一日から令和四年二月二十八日まで(一月間) 二 令和四年二月一日から令和四年四月三十日まで(三月間)	短期入所生活介護

介護保険指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百五十九条の九第一項の規定により同法第

五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第一百五十九条の十の規定により次のとおり公示する。

令和四年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の一部の効力の停止の内容	指定の一部の効力の停止の期間	サービスの種類
株式会社グロバル総合研究所	シンシア高山 高山市曙町四丁目一丁目一番地	一 新規利用者の受入れを行うことができないこと。 二 介護報酬請求の上限を七割とする(報酬を三割減額する)こと。	一 令和四年二月一日から令和四年二月二十八日まで(一月間) 二 令和四年二月一日から令和四年四月三十日まで(三月間)	介護予防短期入所生活介護

令和四年一月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社